

鹿児島県介護支援専門員協議会 川薩支部規約

平成13年10月20日制定

平成15年 8月 9日一部改正

平成16年 8月 7日一部改正

平成21年 5月30日一部改正

(名 称)

第1条 本会は、鹿児島県介護支援専門員協議会川薩支部（以下「川薩支部」という。）と称する。

(事務局)

第2条 川薩支部の事務局は、支部長が別途定める。

2 川薩支部の事務を処理するため、事務局に事務局長1名、書記会計1名を置くことができる。事務局長及び書記会計は支部長が任命する。

(目 的)

第3条 川薩支部は、介護支援専門員の職業倫理の向上、介護支援専門員に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、もって川薩地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 川薩支部は、鹿児島県介護支援専門員協議会（以下「県協議会」という。）の地域組織として、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に関する事業
- (2) 介護保険事業の普及啓発に関する事業
- (3) 川薩地域の介護サービス関係者のネットワーク作りに関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 川薩支部会員は、川薩地域内に住所または勤務先を有し、かつ、介護保険法施行令第35条の2第1項の規定により、介護支援専門員名簿に登録されている者（以下「登録者」という。）で組織する。

2 川薩地区内に住所または勤務先を有しない登録者であっても、本会の目的に賛同する者は会員となることができる。

(入 会)

第6条 川薩支部に入会しようとする者は、入会申込書を支部長に提出しなければならない。

2 前項により入会した者は、日本協会及び県協議会に入会したものとみなす。

(会 費)

第7条 会費は、次の各号に定める年額の合計とする。

- (1) 川薩支部会費 2,000円
- (2) 県協議会費 2,000円
- (3) 日本協会会費 5,000円

- 2 会員は、毎年、支部長が指示する日までに前項の会費を納めなければならない。
- 3 支部長は、納入された会費のうち、第1項第2号の会費については、その全額を県協議会へ納入するものとする。

(退 会)

- 第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を支部長に提出しなければならない。
- 2 会員が前項の届出をしたとき及び次項の各号に該当したときは、川薩支部並びに県協議会を退会したものとみなす。
 - (1) 会員が死亡したとき、または、遠隔の地に移動したとき
 - (2) 登録者でなくなったとき

(役 員)

- 第9条 川薩支部に、次の役員を置く。
- (1) 支部長 1 名
 - (2) 副支部長 2 名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監 事 2 名

(役員を選出)

- 第10条 理事及び監事は、総会において選出する。
- 2 支部長、副支部長は、理事会において互選する。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

- 第11条 支部長は川薩支部を代表し、会務を統括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐して、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
 - 4 監事は、川薩支部の業務及び会計を監査し、総会に報告するほか、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げないものとする。
- 2 補欠又は増員により就任した役員は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 前各号の規定にかかわらず、役員は、就任または任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

- 第13条 川薩支部に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、支部長が委嘱し、その任期は、支部長の任期による。
 - 3 顧問は、理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

(総 会)

- 第14条 総会は、会員をもって構成し、年1回開催する。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (2) 収支予算の決定及び収支決算報告の承認に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事項
 - (4) その他川薩支部の運営に関する重要な事項

(理事会)

- 第15条 理事会は、理事及び監事をもって構成する。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会において委任された事項
 - (3) その他支部長において必要と認めた事項

(召集、定足数及び議決)

- 第16条 総会は支部長が招集し、支部長が議長となる。
- 2 理事会は支部長が招集し、支部長が議長となる。
 - 3 総会及び理事会は構成員の過半数をもって成立する。
 - 4 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補助組織の設置等)

- 第17条 支部長は、理事会の承認を得て、委員会、部会等の補助組織を設置することができる。

(経費)

- 第18条 川薩支部の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 会費の納入方法等については、支部長が別に定める。

(年度会計)

- 第19条 川薩支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

- 第20条 この規約に定めのない事項が生じたときは、支部長が決する。

附 則

- 1 この規約は、平成13年10月20日から施行する。
- 2 この規約施行後の役員の任期は、第12条の規定に拘わらず、平成13年10月20日から平成16年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成15年8月9日から施行し、第7条の規定は平成15年度会費から適用する。(第6条、第7条、第8条の改正)

附 則

- 1 この規約は、平成 16 年 8 月 7 日から施行する。 (第 2 条の改正)

附 則

- 1 この規約は、平成 21 年 5 月 30 日から施行する。 (第 6 条、第 7 条の改正)